

## 健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが変わりました！

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。



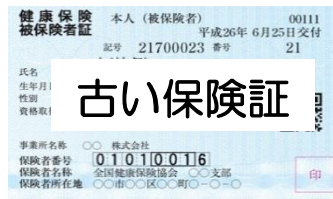
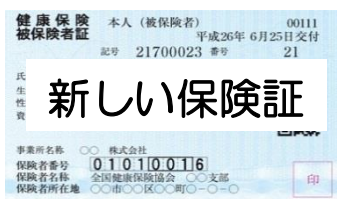
### 氏名変更の手続きはどのように変わりますか？

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して、地方公共団体システム機構に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構より提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新たな保険証を発行し、事業主の皆様へ送付いたします。

### 古い保険証はどうすればいいの？

それまでお使いになられた保険証につきましては、新しい保険証と交換していただくことになります。旧保険証についてはお手数ですが、事業主を経由して日本年金機構までご返送くださいますよう、ご協力をお願いします。



### 家族（被扶養者）分の氏名変更届も不要になるのですか？

被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。

お手続きについてご不明な点がございましたらご加入の協会けんぽ支部もしくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。